

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成20年6月17日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	平 野 龍 司 議員
3番	山 田 英 明 議員	4番	近 藤 郁 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	三 浦 桂 司 議員
7番	石 橋 敏 明 議員	8番	平 野 敬 祐 議員
9番	安 井 明 議員	10番	杉 浦 光 男 議員
11番	一 色 美 智 子 議員	12番	松 山 廣 見 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	堀 田 勝 司 議員
17番	坂 下 勝 保 議員	18番	矢 野 清 實 議員
19番	月 岡 修 一 議員	20番	石 川 清 康 議員
21番	村 山 金 敏 議員	22番	伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐 兼議事担当係長	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	参 事	後 藤 学 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	竹 原 寿 美 雄 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	山 崎 力 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君	健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	畑 中 則 雄 君

健康福祉部次長 兼保険年金課長	神谷 巳代志 君	経済建設部次長	前野 宏光 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	三治 金行 君	総務課長	荒川 恭一 君
監査委員事務局長	高橋 芳行 君		

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 37 号 市道の路線廃止について

議案第 38 号 市道の路線認定について

議案第 39 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 40 号 豊明市都市計画法条例の一部改正について

議案第 41 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 42 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 43 号 豊明市土地開発公社定款の一部改正について

議案第 44 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

議案第 45 号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 37 号から議案第 45 号までの9議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 37 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.3 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 37 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 38 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.4 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 38 号 豊明市の道路認定についてお伺いいたします。

まず今回、たくさんの道路認定が示されておりますけれども、大きく分けて3種類あるかと思えます。

それぞれについて、豊明市の道路認定基準のどの部分に合致することによる認定になるのか、ご説明をいただきたいと思えます。

それから、そういった道路を市道として認定した後、管理はどのようになっていくのか、よろしくお願ひいたします。

No.5 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.6 ○経済建設部長(山崎 力君)

道路認定でございますが、それぞれ今回は3点でございます。

1番目に、一番大きいものについては、間米土地改良区が換地を処分いたしましたので、換地に伴い道路認定をするものでございまして、これは市の道路認定基準の中に基づいて行っておりますが、これは公共施設ということで、まあ道路、水路ですね、そういったものでございますので、事前に、将来そういったものが市に譲渡されるということの中で、協議をされておりますので、それに基づいて認定をするものでございます。

それから、2番目の桜ヶ丘沓掛線の側道についてでございますが、これは既に認定はしてございますが、桜ヶ丘沓掛線の今回認定をさせていただくものは、前後駅南のところが高架橋になっております。より現実的に合わせるために、高架橋でございますので、側道の部分については、平面的に交差をしておりません。

したがって、側道の部分だけを、より現実的に合わせるということで、分離をした形にしたいということで、側道の部分を新たに道路認定をするということでございます。

それから、3番目のものについては、二村台の1丁目でございますが、これは開発に伴って移管をされるものでございます。これも事前に開発に伴う帰属ということで協議を済ませ

ているもので、将来的には、終わった時点では、市に帰属するということになっております。

その後の管理については、一般の市道と同じように維持管理をしていくということになると思います。

終わります。

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.8 ○15番(山盛左千江議員)

事前に協議をしているということですがけれども、私がお伺いしたかったのは、そういうことではなくて、豊明市の道路認定基準のどの項目に当たるのか。事前であろうと、その後であろうと、どれに合致するから認定するのかを、ご説明いただきたかったので、もう一度お願いいたします。

それから、前後駅の側道の件ですがけれども、実情に合わせてというのは、よくわかりますが、この道路が開通したのは平成何年だったのでしょうか。随分前のことのように記憶しておりますけれども、この時期にこういった認定をし直すということについて、時期的にどういうことなのか。

それから、何か不都合があったからなののでしょうか。そのことについても、ご説明をいただきたいと思います。

それから、道路の今後の管理は、市道のほかのものと同様にということですがけれども、特に間米の土地改良の中については、大変広いというか距離があります。すべて舗装されているところばかりではないと思いますけれども、草刈りだとか道路の管理で、かなり市の予算が今後増えてくることが見込みがつくわけですがけれども、この部分もすべてほかと同じようにやっていくのでしょうか。

その土地改良の組合のほうに、何かしらご協力をいただくというようなお話になっているのかどうか。もしそういったことがありましたら、ご説明をいただきたいと思います。

お願いします。

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.10 ○経済建設部長(山崎 力君)

道路認定基準につきましては、市の認定基準の第3条に規定をしてございまして、その開発の中にはもともと赤線だとか青線、いわゆる公共施設そのものがございまして。そういったものも区域に含まれてしておりますので、事前に協議をして、その分に当然これは帰属しないといかん。

それで、ほかの公共施設ということで、先ほど申し上げました道路、水路等も、同時に協議を進めておりますので、その中で将来、市に帰属するということになる基準でございませぬ。

それから、桜ヶ丘沓掛線については詳細な、いつ開通したかということは、今ちょっと私の手元にはございませぬが、先ほど申し上げましたように、管理をするについては、桜ヶ丘沓掛線は平面的には、図上ではそういうことにはなりますが、現実には合わせる。

もう少し申し上げますと、側道の部分と、それから一部については、歩行者専用ということでございませぬので、先ほど申し上げました、より現実には合わせた管理をしたほうが良いということに内部協議をさせていただきましたので、そういった結論に達して、今回分離をさせていただきますというものでございませぬ。

それから、間米の土地改良区につきましては、通常と同じような管理をさせていただきますということは申し上げましたが、これはまだ舗装もしてない、そういったところもございませぬ。

これは、例えば道路等でございますので、農林水産のほうの補助金をいただいて舗装をしますとか、いろんなことの手当ては今後考えてまいりたい。

したがって、すぐに全部、そういったものを手当てするということではなくて、土地改良区あるいは地元の方と調整をしながら、管理をしていくということになります。

それから、地元の負担はどうだという話ですが、将来、これは解散されるということになりますので、そういった負担ということではございませぬ。今、道路構造基準に合わせた事前協議をしていただいた中で、帰属をしていただくということでございませぬので、今後、市の方針に基づいた管理をしていくということでございませぬ。

終わります。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませぬか。

山盛左千江議員。

No.12 ○15番(山盛左千江議員)

桜ヶ丘沓掛線の歩道の件ですけれども、現状に合わせて認定するのはいいんです。それが問題だと言っているわけではなくて、現状で歩道になっていたのは、もう何年も前なので、何で今なんですかということをお伺いしているんですけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

それから、豊明市の市道認定の解説書を見ますと、認定の基準については、市道として

通過交通が可能で、周辺道路との調和及び連続性が保たれており、不特定多数の人が通行し得ることが前提であると。

今、3条と言われたのは、それは認定の特例の部分でありまして、基本的には特定多数の人が往来する道路であると、それが市道だというような考え方。これは道路法によるものだと思いますが、特例の部分なので確認をいたしました。

桜ヶ丘沓掛線の歩道については、不特定多数の方が通られることは、もうそれは重々承知しております。わかりますが、そのほかの場所については、そのような感じが多少見受けられない部分がありましたので、確認の意味で質問をいたしました。

もう一度、答弁をお願いいたします。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.14 ○経済建設部長(山崎 力君)

議員が言われたように、もちろん不特定多数ということでございます。

この間米の土地改良区につきましても、市道と接続していると。当然しております。してないということではなくて、当然そういった路線等もございまして、一般の人たちが通られる、不特定多数の人が通られるということでございます。

さらに申し上げるなら、水路等につきましても、土地改良区内の排水路ということではなくて、地域の連続した付近の人たちの生活雑排水等々も、これは同時に排出するわけです。

その隣接した人たちの中でも、そういった道路を使って生活をされるということでございますので、道路認定をして、同じような管理をするということでございますので、ご理解をいただきたいと。

それから、桜ヶ丘沓掛線につきましては、再度申し上げますけれども、現実、管理していることは、もちろん管理区内でございまして、それは今まで、そういう問題があるということではなくて、もう高架橋でございまして。

現実に離れているから、そういった管理をしたほうが、今の内部協議をした結果、よりベターであるという結論に達しましたので、今回分離をさせていただくということでございます。

終わります。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 38 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 39 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.17 ○13番(前山美恵子議員)

市税条例の一部改正について、住民税が特別徴収ということになりますが、現在、分割納付をしている人について、これは強制で天引きなんですけれども、分割納付をしている人は、あと生活が大変困難になるんですけれども、その対策について、これは検討されているのでしょうか。

それから、この税制の中に証券税制が含まれておりますが、これで優遇される人の人数が、豊明市では把握できるのでしょうか。

できなければ、やむを得ないと思うんですけれども、それともう一つは、住宅ローン控除がありますが、これについて何人ぐらいと、これは把握ができるのではないかなと思うんですけれども、この点についてお聞かせください。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.19 ○総務部長(山本末富君)

まず、年金のほうからお答えいたします。

特別徴収が始まるわけですが、現在、分納をされてみえる方につきましては、どうなるかというご質問でございますけれども、総務省の事務取扱要領の中に、特別徴収の方法により住民税を徴収することが著しく困難であると長が認めた場合は、特別徴収の中止ができます。ですから、引き続き分納が認められるということになります。

次に、住宅ローンの該当者ですが、現在、68 名把握しております。この 68 名には個別に案内を送付いたしました。昨日付でございます。

もう一点、証券税制のほうですが、売買をしたときに、譲渡益は現在 20%から 10%の恩恵を受けるわけですが、こちらのほうはちょっと人数が今後どのぐらい、まだ終わっていませんので、12 月いっぱいまで恩恵があります。引き続き2年間は経過措置、500 万以下の場合、まだ2年間、恩恵が受けられますので、今後発生する人数でござ

ざいますので、ちょっと推計が難しいというふうに思います。

以上で終わります。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.21 ○13番(前山美恵子議員)

地方税の特別徴収は分納が可能ということで、住民税の前に国保税が天引き、その前に介護保険料なんですけど、所得税、介護保険料、国保税、それから住民税で、国保税のときもちょっと申し上げたんですが、長が認める場合というふうで、本人がこれを申請をしてこない、なかなか把握ができないんですけども、住民の人が権利としてちゃんと分納にしてほしいということ、みずから言っていけるような周知の方法について、大変これは重要な問題に、お年寄りですので、なってくると思うんですけども、ここの辺の検討はどういうふうに行われているんでしょうか。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.23 ○総務部長(山本末富君)

市のほうといたしましても、広報を始めホームページ、また納付書の中にも今年もチラシを同封しましたけれども、来年も当然チラシを同封いたします。折につけ、いろんな情報を発信していくと。

それからまた住民の方も、どうぞ遠慮なさらずに市役所のほうへ、お気軽にご相談をいただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.25 ○15番(山盛左千江議員)

今回の地方税制の改正の一番の目的は、納税者の利便性だとか、あと効率化ということだと書いてあります。

公的年金を受けていらっしゃる方の中で、今既に口座振替を選択していらっしゃる方は、どのくらいいらっしゃるでしょうか。まず、数字を把握していらっしゃいましたら、お願いします。

今回、特別徴収、年金から天引きされる公的年金の受給者は、全体の何人ぐらい、何パーセントぐらいに相当すると見込んでおられるのか、その人数もお願いいたします。

それから、天引きされるぎりぎりのというか、一番ボーダーラインの人の年収は幾らぐらいとなり、そこから介護保険、国民健康保険、住民税を引かれると、その方の生活レベルはというか、収入はどのくらいになってしまうのか。その数字についても、お示しいただきたいと思います。

それからもう一つですが、大きなシステム改修が必要になるかと思われます。その改修費はどのくらいだと見込まれていますでしょうか。これに関して、国からの補助はあるのでしょうか。お願いいたします。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.27 ○総務部長(山本末富君)

まず、年金の普通徴収を試みえる市民税の方の中で、普通徴収を試みえる方が約1万4,000人。この中から口座振替の件数は27.8%で3,950名。

それから、65歳以上の人数ですけれども、こちらが1万2,000名強だったと思いますけれども、こちらの1万2,560名ぐらいですね。総務省の推計は、この中で2割ぐらいが年金から特別徴収をされる人数というふうに見ておりますので、人数で申し上げますと2,500名。

この2,500名の中で、また口座振替を30%で推計いたしますと、750名ぐらいかなというふうに思います。

それから、システムの改修でございますけれども、19年度に後期高齢者のほうがシステム改修を行いました、こちらのほうの費用は約1,000万円ぐらいかかっております。

今回の市民税の改修費用ですけれども、まだ見積もりのほうが出ておりませんが、補助金の対象にはなっておりません。それで交付税措置がされると。

よく交付税措置と言われますけれども、本市は不交付団体でございますので、恐らくまた交付団体まで戻るということはあり得ぬのかなと。不交付団体ですと、結局は自分のところの自己負担みたいなものが増えるというふうに理解しております。

改修費用は極力、近隣市町の同じようなところから、まあいろんな情報を取り合った中で、精査した中で、経費の節減を図っていきたいと思っております。

以上で終わります。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.29 ○15番(山盛左千江議員)

すみません。先ほどの年収から介護保険、国保、住民税を引いた後の生活費の答弁がなかったので、お願いいたします。

それから、先ほどの前山議員の質問にも少し関連するんですけども、今回の条文の中で65歳以上の者の中で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者については、対象から除いてもよろしいというふうな規定があります。

それが一つは分納だと思んですけども、ここには「分納しかだめ」とは書いてないわけで、こういうふうに市が困難だというふうに判断すれば、ある程度の自由裁量権は、この中で認められているというふうに考えるならば、何かそのほかにというか、何かできることはあるのだろうか。そういったことについての検討は、今後していかれるのだろうか、お伺いしたいと思います。

お願いします。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.31 ○総務部長(山本末富君)

先ほど答弁漏れがございました。申しわけございません。

まず、年金の収入ですけれども、夫のほうは200万、妻のほうは79万2,000円。これは年金の基礎年金部分でございますけれども、こういった夫婦で仮定をいたしますと、住民税と所得税はぎりぎり、ここがかからないラインでございます。

それで、国保と介護のほうがかかりますけれども、国保の算定のほうは資産割とか、いろいろございますけれども、ごくオーソドックスな感じで計算いたしますと、国保と介護を合わせて13万7,600円ほどかかります。

それから、市民税がかかる、ちょっとボーダーを超えた部分でございますけれども、この場合は夫が225万、妻のほうは79万2,000円で、世帯で言いますと304万2,000円でございますけれども、この場合は、住民税が1万1,800円、所得税のほうは9,100円。介護と国保のほうは、介護が6万1,000円ほど、それから国保が11万強。合計、世帯で20万7,000円ほどになると思います。

単身で申し上げますと、152万までは市民税がかかりません。153万以上になりますと、

市民税がかかります。

それから、先ほど分納以外でというお話で、ここの部分は減免でありますとか、生活が非常に困難で特別な事情というふうに、うちが判断したようなケースは、極力拾えないかなという考えを持っております。

ただ、県のほうからも恐らく何らかの通知文が、もう少し具体的な判断ができるような通知文が来ると思いますので、そういったのもまた、参考にしながら決めていきたいというふうに考えております。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.33 ○15番(山盛左千江議員)

今回の条例改正は、幾つかの項目がたくさん含まれておりますけれども、特に今の年金からの天引きは、市民に大きな影響が出てくる問題ですけれども、この条例を実行に移すというか、施行していくに当たって、ぎりぎりタイムリミットみたいなものは、いつごろなんだろうかと。

附則のところには20年の12月だとか、今の天引きについては、21年4月ということになっているんですけれども、いつまでに最終的に決定しないと、法律に基づいた税金の徴収ができなくなるのか。それをちょっと教えてもらいたいんですが、お願いします。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.35 ○総務部長(山本末富君)

まあ全体的なお話で申し上げますと、国の法律のほうは4月30日に公布、施行されております。

期限がこれから来る先のものについては、各項目によって21年の1月であるとか、22年とか、いろいろありますけれども、年金のほうの関係で申し上げますと、21年の4月1日が基準でございます。

これは社会保険庁が年金受給者原簿をつくります。それで、市のほうに5月25日までに通知が来て、市民税の額を市のほうが計算し、社会保険庁のほうに7月31日までに通知すると。引き落としのほうは10月1日以降の年金から、これが反映されるというようなスケジュールになっております。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 39 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 40 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 40 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 41 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.39 ○13番(前山美恵子議員)

限度額が引き上がりましたが、限度額が引き上がって額の増える人、増税になる人の人数と、それから影響額についてお聞かせください。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部次長。

No.41 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

今回の課税限度額の改正による影響でございますが、約 700 世帯の方が増税となる見込みであります。

また、総額約 2,700 万円程度の増収となる見込みでございます。

以上です。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.43 ○13番(前山美恵子議員)

この2,700万円が、いつも国保は一般会計から繰り入れをしておりますけれども、この2,700万円は増額をされることによって、ひょっとして一般会計から繰り入れが2,700万円少なくなるのかなというふうに思いますが、それとも所得の低い人たちに減免とか、こういう流れ、どちらの流れに検討をされているのかということをお聞かせいただきたい。

それから、後期高齢者の医療制度が導入をされて、一つは、今まで老健拠出金が市のほうから50%持ち出しだったのが、今度は後期高齢者になって支援金になりましてから、持ち出しは40%になります。本市は持ち出しが少なくなる。

それからもう一つは、算定方式が加入者の頭割り方式になるものですから、他の社会保険より国保の負担が少なくなるというか、ほかの健康保険組合のほうの支出が増えて、その分、国保が少なくなるということのようなんですけれども、それから退職者医療制度によっても、国保から持ち出すのは少ないというのが、全国的に報告をされているものですから、増額する理由がないんですけれども、今回これは、増税をする理由はどういう理由でされているんでしょうか。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部次長。

No.45 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

今の議員から申されましたとおり、今回の課税限度額の引き上げによる2,700万円程度の増収、それから後期高齢者医療制度に移行することによることや、それから議員もおっしゃられました前期高齢者交付金等によりまして、国保の財政は若干改善される見込みであります。

しかしながら、国保財政の今後はまだまだ大変厳しく、慢性的な赤字基調でございます。そのための一般会計からの財政支援も年々、額が増えておりまして、さらに今年度からは、新たに特定健診とか特定保健指導といった国保の新規事業も義務づけ化されております。

そういうようなことで、このようなことから、今後の国保財政のより安定的で健全な運営を図るため、今回、課税限度額の引き上げをお願いするものであります。

以上です。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.47 ○14番(榊原杏子議員)

700世帯というお話がありましたけれども、そのうち今、限度額を払っている一番下のぎりぎりのところの世帯は、年収でどのぐらいの世帯になるのかということ。

それから、今のお答えで国保財政は若干好転するけれども、まだまだ厳しいのでということでしたけれども、結局2,700万円はどのように見込んだものなのか。何に使うために見込んだものなのかというのがよくわからないので、教えていただきたい。

といいますのは、法定限度よりは下のところに設定を一応したものですから、なぜ65万円のところに設定をしたのかという根拠について、お示しいただきたいと思います。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部次長。

No.49 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

まず、1点目の限度額のランクですが、4人家族で資産なしの場合、所得が600万円以上の方が対象となります。

それから今回、値上げ分を何に使うかというお話でございますが、先ほどもお話ししましたとおり、国保財政全体が赤字基調ですので、国保全般に充てることとはなりますが、主に今年度から新規事業で始まります特定健診、特定保健指導に充てることとなるかと思えます。

以上です。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第41号の質疑を終わります。

続いて、議案第42号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第42号の質疑を終わります。

続いて、議案第 43 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 43 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 44 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 44 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 45 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.55 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 45 号 下水道特別会計の補正予算について質問をいたします。

まず今回、5本の繰上償還が認められたことによって、今回の借換債の発行が補正予算として示されておりますが、ここには借りかえの分だけしか数字として出てまいりませんので、すみません、認められたという5本全体の説明をいただきたいのと、今回、予算措置が必要じゃない2本の部分、予算の中で何かやりくりするということでしたが、どういうことなのか、もう少し説明をいただきたいと思います。

それから、それぞれこの5本すべてを繰上償還することによって、本来支払うべき利息を払わなくてよくなる、あるいは借りかえによって、安い金利のものに変わるということになるんですけども、見込まれる利息の豊明市にとってのプラス額というんですか、支払わなくてもよくなる利息は、幾らぐらいというふうに見込んでおられるのか、お願いいたします。

それからもう一つ、この借りかえも含めての繰上償還というのは、下水道会計の健全化計画が前提になっておりますけれども、そちらのほうの進捗状況。

それから、もしも健全化計画が予定どおりに行われなかった場合、この繰上償還というのは、今後どのようになっていってしまうのか、お願いいたします。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
三治経済建設部次長。

No.57 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず、1点目の全体の計画のお話でございますけれども、全体の計画につきましては、買い上げの一括で償還させていただくのが約600万円。それから借りかえをさせていただくのが、約2億6,200万円でございます。

そのうちの借りかえ一括で返す償還につきましては、現予算の中で行えるということと、それから残りが少ない期間、年数が少ない、それから金額が少ないというような内容に基づいて、年度内の予算で行うことができますので、計上をさせていただいておりません。

それから、繰上償還の健全化計画のお話もございましたけれども、これにつきましては、健全化計画につきましては、19年度から23年度の間健全化計画を行うということで基本方針をさせていただいております。

これにつきましては、大きく分けて3つの使用料の適正化、それから収納率の向上など掲げられておりますので、これにつきましては随時行っておりますが、使用料につきましては、年度内で考えていきたいというふうに考えております。

それから、利息の関係でございますけれども、まず一括償還で2件というお話をさせていただいておりますけれども、利息につきましては、約110万円ほどの利息が軽減されます。

それから、借り上げに関する3件につきましては、約1億円の借りかえの利息がございます。

これに基づきまして、借りかえをさせていただく内容でございますけれども、財政当局とお話をさせていただいておりますけれども、償還につきましては、9年から10年間で償還をさせていただく中で行いますと、軽減の額といたしましては、約7,500万円ぐらいの軽減になるというふうに考えております。

これは、あくまで入札の考え方に基づいてさせていただいております。

以上でございます。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.59 ○15番(山盛左千江議員)

約600万円ですけれども、年度内の予算で何とか行えるという、その年度内の予算で行えるという、その中身について説明をしていただきたかったんです。

当初の予算では、繰上償還は見込んでいないものですから、本当はこの予算はとってないはずなんですよ。なのに年度内で行えるということは、どういうことですかということの説明をしていただきたかったので、お願いをいたします。

それから、もし財政健全化計画どおりにコスト縮減や、…。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員に申し上げます。

ただいまの発言は質疑の範囲を超えております。財政健全化計画については、質疑の範囲を超えておりますので、ご注意ください。

No.61 ○15番(山盛左千江議員)

もし、それがスムーズに行われなかったら、今回の補正予算は今後、どのようになっていくのかについてのご答弁がなかったので、お願いいたします。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.63 ○経済建設部次長(三治金行君)

1点目の当初予算のほうに掲げていないというようなお話でございますけれども、これにつきましては、20年の3月に繰上償還を一部実施をさせていただきました。

そういう中で、20年度の公債費の額が変わりましたので、当初予算の中で対応が可能になりましたので、進めてまいりました。その額は、約700万円が20年の3月に繰上償還した結果に基づくものでございます。

以上でございます。

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第45号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案9件は、豊明市議会会議規則第37条の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、所管の各委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま各委員会に付託されました議案審議のため、明6月18日から6月26日までの9日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月18日から6月26日までの9日間を休会とすることに決しました。

6月27日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時42分散会